

難民にもやさしい国に

難民条約加入30周年を超えて 人道的な難民保護制度の早急な確立を！

2012年6月30日

2012世界難民の日関西集会

世界の難民**1000**万人以上

2011年世界中で4250万人が、避難

難民(1520万人)、

国内避難民(2640万人)

庇護申請者(895千人)

アフガニスタン(270万人)、イラク(140万人)、

ソマリア(110万人)、スーダン(50万人)、

コンゴ民主共和国(491,000人)

(UNHCR6月19日発表)

難民とは？

人種・宗教・国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見を理由に迫害を受けるか、その恐れがあるため国外におり、国籍国の保護を受けられない者、またはそれを望まない者
(難民条約第1条)

- * 国境から出ていない人は「避難民」
- * 難民条約は1951年に締結。

日本は**1981**年難民条約に加盟

- 今年で31年目に入る。
- 2007年に改定。3年後の見直しがされないまま現在に至っている。
- 2009年から第3国定住受け入れ。
- ・ 昨年難民条約60周年に当たり、衆参両院で難民支援決議が全会一致で可決。
「難民の保護と難民問題への継続的な取り組みに関する決議」

昨年の認定は？

- 申請数 1867人(過去最大)
- 異議の申立数1,719人(約2倍に増加)
- 認定数 21人
- 14人は意義申し立て後認定した人
- 残る7人の内少なくとも3人は裁判で勝った人。
- 最初の申請で認定されたのはわずか4人！

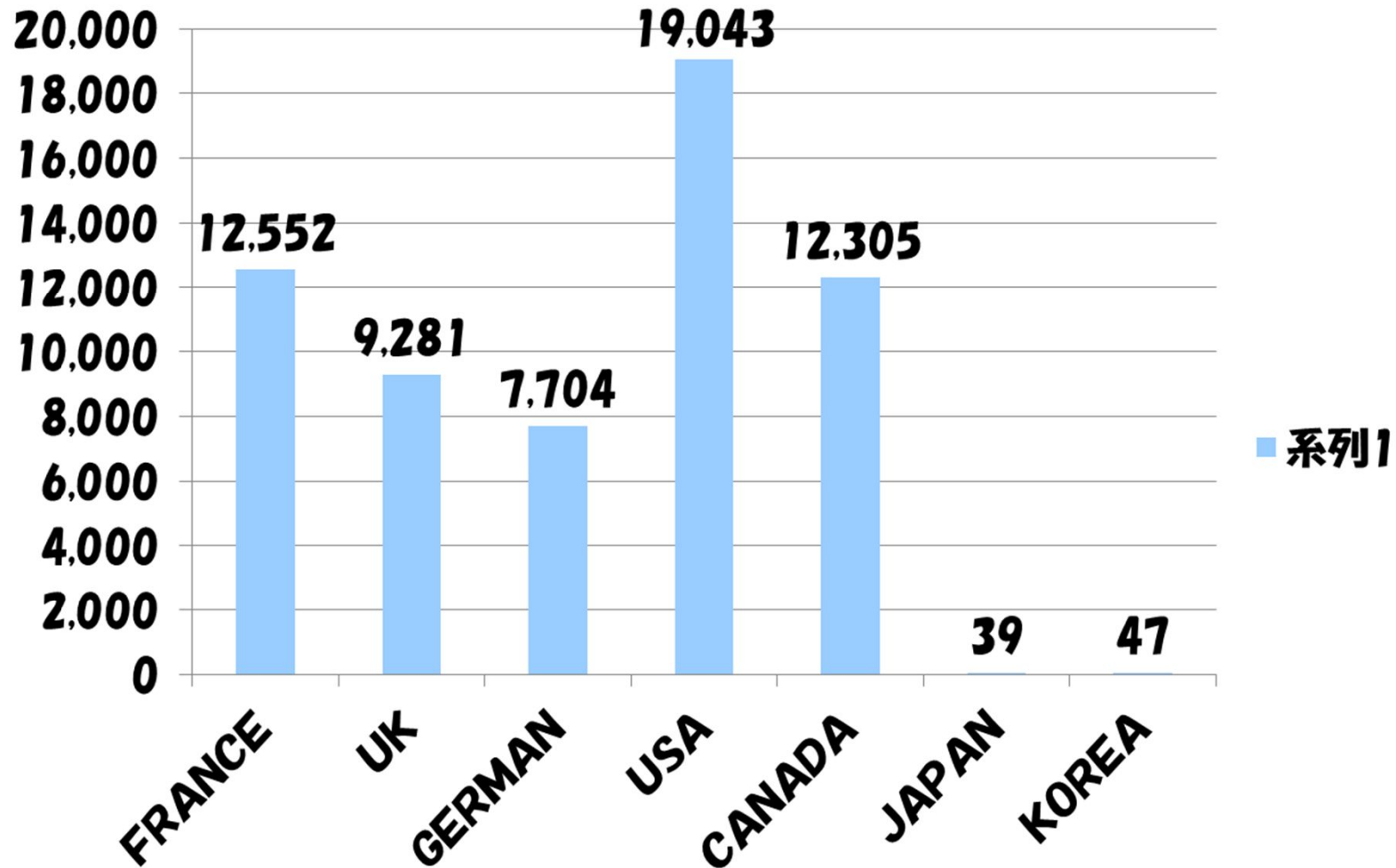
日本の難民認定の問題点 1

低い認定率！

- ・ 難民認定基準の偏り！
個人の証拠が必要
- ・ 国際的にも低い。

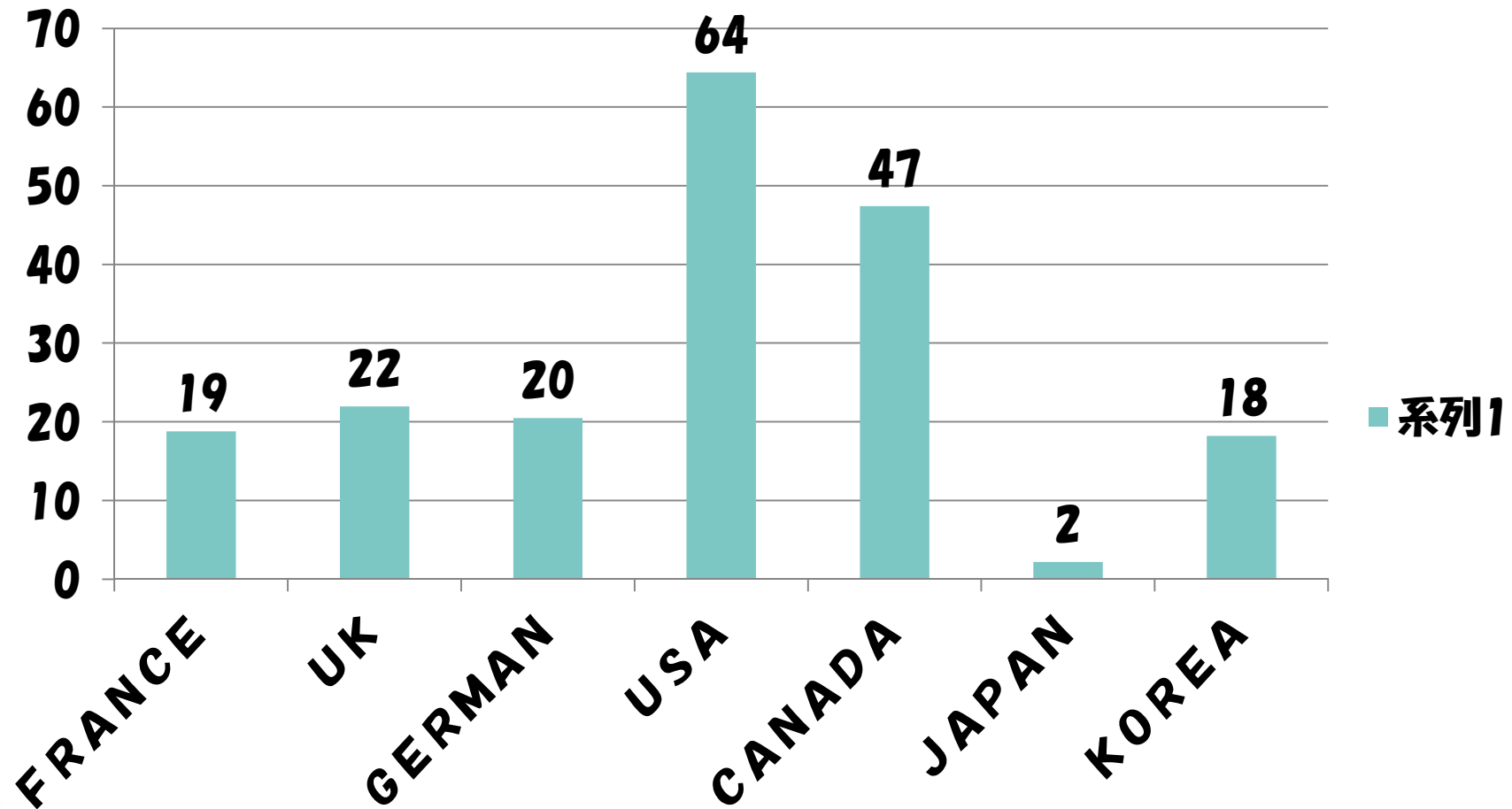
2010年主要国認定数

UNHCR資料より作成



2010年主要国認定率

UNHCR資料より作成





日本の難民認定の問題点2

立証の機会を奪う難民申請者の 入管への収容

不法入国

不法滞在で「入管法違反」で収容！

難民の入管への長期収容

- 2009年11月で約300人の難民が入管に収容。
- 1年以上の長期者も多数。再収容も。
- 東日本では2010年2月と4月に自殺者。
- 2010年3月西日本入管ではハンスト。(80名)
- 2010年5月東日本入管ではハンスト(40名)
- 2011年4月名古屋入管でハンスト
- 各地で「仮方免者の会」の結成

日本の難民認定の問題点3

裁判でも救済されない

- 「難民不認定取り消し訴訟」でもほとんどが敗訴でここでも救済されない
- 入管の判断に追従するだけの裁判所
普通の訴訟と同じ証拠が必要。

国際人権機関からの日本への勧告

- 2007年「拷問等禁止委員会」
- 2008年「自由権委員会」
- 2009年「人種差別撤廃委員会」

<主な勧告>

- * 難民認定の再審査をする独立した機関の欠如
- * 法的救済手段の不十分さ
- * 入管施設内での不十分な医療措置 etc.
→改善するよう勧告

早急な改善を！

* 難民申請者保護がない。
難民の収容、生活保障がない。
(特に申請中の就労を認めていない)

* 認定基準や裁判でUNHCRの難民保護の
ガイドライン(ハンドブック)が採用されていない。

*認定後のプログラムが少なくフォロー体制が
少ない。

私たちの支援

関西面会ネット

収容中
の難民

仮放免、生活資金
(関西難民支援基金)

日本語
教室

仮放免

医療

(・行旅病人及行旅死亡人取扱法
・地方自治体や民間での
外国人緊急医療費救済制度など)

日常生活

(みんなの家協議会)

難民

シェルター
(みんなの家)

食料援助

(セカンドハーベスト)

生活資金

(難民事業本部)

難民認定、裁判援助
(翻訳、弁護士など)

その他の援助

EX、食料、衣類、自転車、炊飯器、冷蔵庫・
(支援者、近所の方々など)

難民にもやさしい国目指して

- * 一人ひとりが出来る事・・・ともだちになろう！
難民の話を聞こう。難民イベントなどを
入管への面会に行こう。
難民裁判の傍聴に行こう。
難民申請・裁判資料の翻訳を。
さまざまな生活支援など参加しよう。
・関西難民支援基金への
カンパもお願いします。

難民にもやさしい国目指して

* 大学、企業でできること...

人権や社会貢献として難民にも目を向けて

EX

- ・関学・明治・青山大学では「難民枠」での入学
- ・大学では難民を講師にした講義。
- ・東大、阪大では「難民講座」が始まる。
- ・ユニクロでは、古着を集めてUNHCRと協力して難民キャンプに送ったり、在日難民への支援も始まろうとしています。

難民にもやさしい国目指して

＊ 自治体や地域でできる事・・・

地域に住む住民としての難民が
「安心・安全に暮らせる」取組を！

- ・ 各自治体での公的な生活支援策を
日本語教育、生活保障など
- ・ 7月9日の改定入管法後「在留カード」
のない外国人住民の実態把握と保護政策の
充実。

難民にもやさしい国目指して

* 国が出来る事...

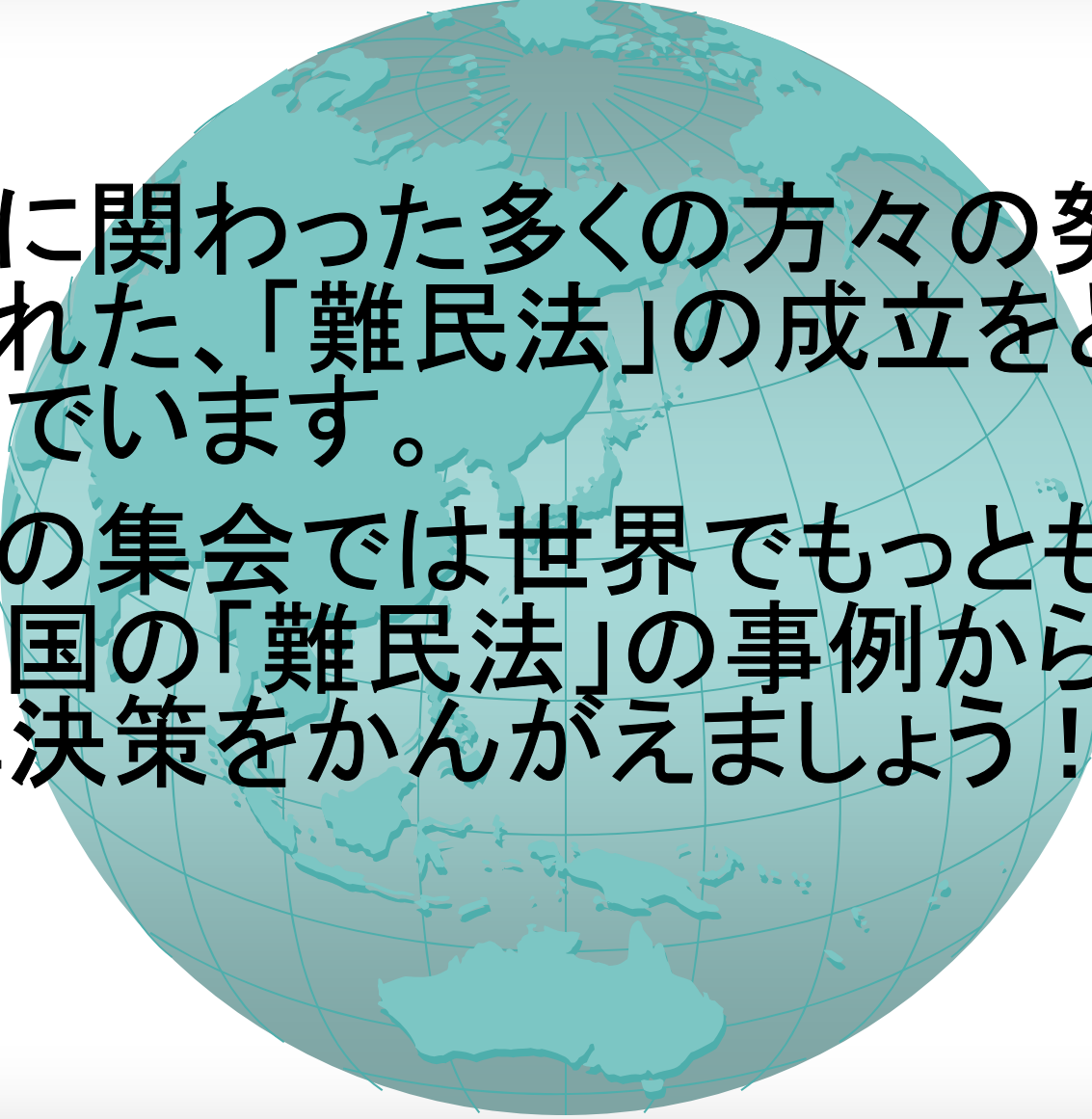
UNHCRの難民保護の立場にたった
法律などの改正を！

難民申請者には在留カードを与え就労を！

* 昨年12月 韓国で人道的な「難民法」が成立
しました。

私たちは2010
年のこの集会
でも韓国のフ
ァン議員とキム弁
護士の話を聞
き、審議中の「
難民法」の話を
聞きました。



- 
- ・難民に関わった多くの方々の努力で作られた、「難民法」の成立をととても喜んでいます。
 - ・本日の集会では世界でもっとも新しい韓国の「難民法」の事例から日本の解決策をかんがえましょう！